

広島市東区スポーツ施設

広島市総合屋内プール
広島市東区スポーツセンター
広島市戸坂庭球場
広島市戸坂運動広場

指定管理者応募要領

令和元年7月
広島市市民局

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
(1)	総合屋内プール	1
(2)	東区スポーツセンター	1
(3)	戸坂庭球場	2
(4)	戸坂運動広場	2
(5)	留意事項	2
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
(1)	業務の範囲	2
(2)	自主事業の実施	3
(3)	利用促進の取組	3
(4)	留意事項	3
5	管理の基準	3
(1)	総合屋内プール	3
(2)	東区スポーツセンター	4
(3)	戸坂庭球場及び戸坂運動広場	4
(4)	関係法令等の遵守	5
(5)	開館（開場）日の拡大や開館（開場）時間の延長の提案	5
6	指定管理料に関する事項	5
(1)	指定管理料の上限額	5
(2)	前納利用料金	5
(3)	指定管理料の支払方法	6
(4)	利用料金の取扱い	6
7	指定の取消し等	6
8	申請資格等	6
(1)	基本的事項	6
(2)	選定基準	6
(3)	欠格事項	7
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	7
(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	7
(6)	事業所調書兼実体調査同意書の提出	7
9	応募要領の配布時期、説明会等	8
(1)	スケジュール	8

(2) 応募要領の配布期間、場所等	8
(3) 説明会の開催日時、場所等	8
(4) 質問の受付	8
(5) 申請書の受付	8
10 提出書類・提出部数	8
11 管理運営に関する収支計画書の開封	9
(1) 開封日	9
(2) 開封場所	9
(3) 実施方法	9
12 その他留意事項	9
13 審査及び選定に関する事項	9
(1) 審査方法等	9
(2) 仮協定・協定の締結	9
(3) 評価方法	10
(4) 選定審査対象からの除外	10
(5) 審査結果の通知及び公表	10
(6) その他	10
14 指定管理者の履行責任等	10
(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	10
(2) 管理の継続が困難となった場合における措置に関する事項	10
15 提出書類一覧表（別紙1）	12
16 仕様書	14
17 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	40
18 個人情報取扱特記事項	46
19 東区スポーツ施設指定管理者の申請者の評価基準	47
20 提出書類一覧	
・様式1 指定申請書（単独団体用）	
・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）	
・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状	
・様式4 管理運営に関する事業計画書	
・様式5及び様式5別紙 管理運営に関する収支計画書及び内訳書	
・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書	
・様式7 団体の概要	

- 様式8 役員名簿
- 様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- 様式10 障害者雇用計画書
- 様式11 宣誓書
- 様式12 申請関係質問票
- 様式13 応募説明会参加申込書
- 様式14 辞退届
- 様式15 委任状
- 様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- 様式17 指定管理実績調書

広島市東区スポーツ施設指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセンター、広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場（以下「東区スポーツ施設」という。）の指定期間が令和2年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 広島市総合屋内プール（以下「総合屋内プール」という。）

ア 所在地	広島市東区牛田新町一丁目8番3号
イ 建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造） 地下1階地上2階建
ウ 敷地面積	13,961㎡
エ 延床面積	15,458㎡
オ 施設内容	プール 50mプール(10コース、水深2.0m～2.2m)、 飛込プール(25m×20m、水深5.0m) スケートリンク メーンリンク(60m×30m)、サブリンク(18m×30m) 通年 観覧席(3,078席)、貴賓室、選手控室、会議室等
カ 開設日	平成3年8月1日
キ 駐車場	129台（広島市東区スポーツセンターと共用。身体障害者用6台を含む。）
ク 備考	6月1日から9月25日までをプール、11月1日から翌年4月30日までをスケートリンクとして開館する（5月及び10月は切り替え期間）。

(2) 広島市東区スポーツセンター（以下「東区スポーツセンター」という。）

ア 所在地	広島市東区牛田新町一丁目8番3号
イ 建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造） 地下1階地上2階建
ウ 敷地面積	12,000㎡
エ 延床面積	10,459㎡
オ 施設内容	地下1階 トレーニング室等 1階 大体育室(47m×35m)、小体育室(32m×20m)、 2.5mプール(6コース、水深1.2m～1.4m)、 小プール(4m×9m、水深0.6m)、事務室等 2階 観覧席(1,002席(大体育室)、48席(プール))、小体育室ギャラリー、 会議室、喫茶等
カ 開設日	平成元年5月7日
キ 駐車場	129台（総合屋内プールと共用。身体障害者用6台を含む。）
ク 備考	・ 広島市牛田公民館との合築であり、一部の設備を共用する（管理上は

区分されているため、公民館側の管理は本指定管理業務の対象外)。

- ・ 2階喫茶は、本市が別途指定する者が運営する。

(3) 広島市戸坂庭球場 (以下「戸坂庭球場」という。)

- ア 所在地 広島市東区戸坂新町三丁目1916番地
- イ 敷地面積 12,000㎡ (広島市戸坂運動広場を含む。)
- ウ 施設内容 テニスコート (クレール系2面)、夜間照明設備 (4基)、管理棟 (広島市戸坂運動広場管理棟を兼ねる。)
- エ 開設日 昭和54年10月1日
- オ 駐車場 46台 (広島市戸坂運動広場と共用。身体障害者用2台を含む。)

(4) 広島市戸坂運動広場 (以下「戸坂運動広場」という。)

- ア 所在地 広島市東区戸坂新町三丁目1916番地
- イ 敷地面積 12,000㎡ (戸坂庭球場を含む。)
- ウ 施設内容 多目的広場、夜間照明設備 (6基)、管理棟 (戸坂庭球場管理棟を兼ねる。)
- エ 開設日 昭和54年10月1日
- オ 駐車場 46台 (戸坂庭球場と共用。身体障害者用2台を含む。)

(5) 留意事項

東区スポーツセンター、戸坂庭球場及び戸坂運動広場は、広島市地域防災計画の中で、災害時に開設される避難場所の候補施設として選定されています。

災害発生直後の緊急避難や震災等大規模災害発生時において生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所 (生活避難場所) として使用されることとなった場合には、指定管理者は、区役所の災害対策本部と連携し、災害への対応を行うこととなります。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 総合屋内プール

- (ア) 総合屋内プールの事業の実施に関する事。
- (イ) 総合屋内プールの専用許可に関する事 (「緊急の場合 (避難場所の開設等) は許可を取り消す。」などの条件を付す。)
- (ウ) 総合屋内プールへの入場の制限に関する事。
- (エ) 総合屋内プールの特別設備の設置の許可に関する事。
- (オ) 総合屋内プールの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (カ) その他市長が定める業務

イ 東区スポーツセンター

- (ア) スポーツセンターの事業の実施に関する事。
- (イ) スポーツセンターの専用許可に関する事 (「緊急の場合 (避難場所の開設等) は許可を取り消す。」などの条件を付す。)
- (ウ) スポーツセンターへの入場の制限に関する事。
- (エ) スポーツセンターの特別設備の設置等の許可に関する事。
- (オ) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (カ) その他市長が定める業務

ウ 戸坂庭球場及び戸坂運動広場

- (ア) 庭球場・運動広場の使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
- (イ) 庭球場・運動広場の特別設備の設置の許可に関する事。
- (ウ) 庭球場・運動広場への入場の制限に関する事。
- (エ) 庭球場・運動広場及びその附属物の維持管理に関する事。
- (オ) その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア スポーツ教室事業

イ スポーツに関するイベント開催事業

ウ 物販・飲食事業（自動販売機、公衆電話、売店、食堂等の設置）

施設利用者の便に供することを目的とし、売店、飲料等の自動販売機又は食堂を設置し運営することができます（行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。）。

エ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

東区スポーツ施設の利用促進を図るため広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

【広島市の基準値】総合屋内プールの年間利用者数：130,600人

東区スポーツセンターの年間利用者数：277,400人

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「東区スポーツ施設管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 総合屋内プール

ア 休館日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）、8月6日、12月30日から翌年1月1日まで

イ 開館時間

午前9時から午後9時まで

（7月1日から9月30日の間は、午前8時30分から午後9時30分まで）

ウ 使用の制限

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するときは、専用許可をしない。

- (ア) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (イ) 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
- (ウ) その他管理運営上支障があるとき。

エ 入場の制限

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (ア) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (イ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (ウ) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (エ) その他管理運営上支障があると認められる者

(2) 東区スポーツセンター

ア 休館日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで

イ 開館時間

午前9時から午後9時まで

（7月1日から9月30日の間は、午前8時30分から午後9時30分まで）

ウ 使用の制限

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するときは、専用許可をしない。

- (ア) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (イ) 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
- (ウ) その他管理運営上支障があるとき。

エ 入場の制限

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (ア) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (イ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (ウ) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (エ) 管理上必要な指示に従わない者
- (オ) その他管理運営上支障があると認められる者

(3) 戸坂庭球場及び戸坂運動広場

ア 休場日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）、8月6日、12月29日から翌年1月3日まで

イ 開場時間

(ア) 戸坂庭球場

午前9時から午後9時まで

(イ) 戸坂運動広場

a 専用の場合

午前9時から午後9時まで

b 専用以外の場合

5、6、7、8月 午前9時から午後7時まで

3、4、9、10月 午前9時から午後6時まで

1、2、11、12月 午前9時から午後5時まで

ウ 使用の制限

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するときは、使用を許可をしない。

- (ア) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (イ) 庭球場及び運動広場又はその附属物をき損するおそれがあると認めるとき。
- (ウ) 管理上支障があると認めるとき。
- (エ) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

エ 入場の制限

次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (ア) 泥酔者
- (イ) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (ウ) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (エ) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (オ) その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市総合屋内プール条例、同条例施行規則、広島市スポーツセンター条例、同条例施行規則、広島市運動場条例、同条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(5) 開館（開場）日の拡大や開館（開場）時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館（開場）日の拡大や開館（開場）時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館（休場）日や開館（開場）時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

東区スポーツ施設の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、**9億2,189万2千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、前納利用料金

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和2年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和2年度及び令和6年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用

料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

(4) 利用料金の取扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市総合屋内プール条例第15条第2項、広島市スポーツセンター条例第16条第2項及び広島市運動場条例第13条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式より構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等な東区スポーツ施設の使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、東区スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理

に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った東区スポーツ施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代

表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和元年7月16日（火）から令和元年9月30日（月）まで
イ 説明会の開催	令和元年7月26日（金） 午後2時から
ウ 質問受付期間	令和元年7月26日（金）から令和元年8月13日（火）まで
エ 申請書受付期間	令和元年9月24日（火）から令和元年9月30日（月）まで
オ 書類審査・面接審査	令和元年10月中旬から10月下旬
カ 審査結果の通知	令和元年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和元年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和元年12月下旬
ケ 協定の締結	令和2年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和元年7月16日（火）から令和元年9月30日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：市民局文化スポーツ部スポーツ振興課及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：令和元年7月26日（金） 午後2時から

開催場所：広島市東区スポーツセンター会議室

※ 説明会に参加する場合は、7月24日（水）までにスポーツ振興課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで説明会参加申込書（様式13）を提出してください。

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年7月26日（金）から令和元年8月13日（火）まで

受付方法：所定の質問書により、スポーツ振興課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：8月21日（水）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和元年9月24日（火）から令和元年9月30日（月）

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土日を除く。

提出場所：市民局文化スポーツ部スポーツ振興課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙1）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

令和元年10月1日（火） 午後3時40分から

(2) 開封場所

広島市役所北庁舎（中区役所）3階第3会議室

(3) 実施方法

- ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。
- イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 指定管理者の履行責任等

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、実態として管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

(2) 管理の継続が困難となった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 上記ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、広島市と指定管理者は、管理継続の可否について協議します。

オ 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

○ 問合せ先

広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課

住 所 〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目6番34号

電 話 082-504-2503

ファクシミリ 082-504-2066

電子メール sports@city.hiroshima.lg.jp

担当者 三木 中村

提出書類一覧表

(1) 指定申請に関する書類			提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)
②	東区スポーツ施設の管理運営に関する事業計画書	管理運営に関する事業計画書 (様式 4)	
③	指定管理実績調書	様式 1 7	
			正本 1 部 副本 9 部

(2) 提案額に関する書類			提出 部数
①	管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)	
			正本 1 部

(3) 申請者に関する書類			提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 6	
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
③	法人の登記事項証明書	3 か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
④	財務書類 (内訳) 最近 3 事業年度における法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務づけられていない書類については、提出不要 申請者の発行済株式の 1 0 0 % を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要 (様式 7) イ 役員名簿 (様式 8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿 (法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の 1 0 0 % を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	
			正本 1 部 副本 1 部

⑦	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）	
⑨	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式9（基準日令和元年6月1日）を提出 ※ 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を雇用している場合は、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出	
⑪	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成29年度分及び平成30年度分について写しを提出	
⑫	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。様式10	
⑬	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	ISO14005の登録証の写し		
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑬	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑭	宣誓書	様式11	
⑮	事業所調書兼実体調査同意書	様式16 ・本店に係るもの ・本店及び広島市内の代表的な事業所等に係るもの（広島市外に本店があり、広島市内に本店以外の事業所等がある場合）	

提出に当たっての注意事項

- ①ジョイント方式により構成された団体については「(3) 申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ②「(2) 提案額に関する書類」は別封筒に入れ1部提出すること。